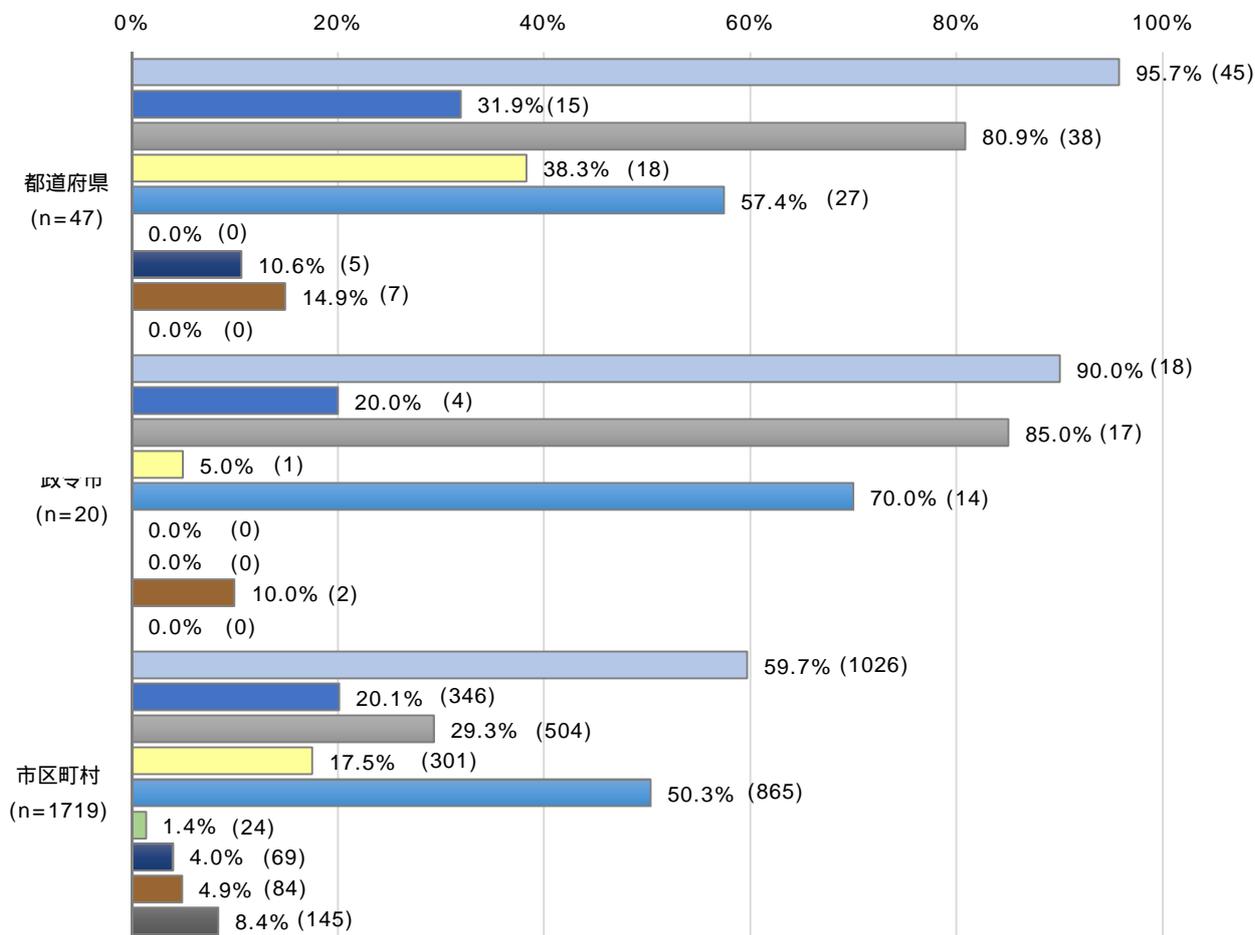


(4) 部活動に係る負担軽減の取組について(複数回答可)

○「部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県45(95.7%)・政令市18(90.0%)・市区町村1,026(59.7%)となっており、多くの教育委員会で取組が行われている。

○「部活動の適切な活動時間や休養日について、『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)』に則った基準を設定している。」と回答した教育委員会は、都道府県27(57.4%)、政令市14(70.0%)、市区町村は865(50.3%)となっている。



- 部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。
- 規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。
- 複数の学校による合同部活動を実施している。
- スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。
- 部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。
- 所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。
- 教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。
- その他
- 特に取り組んでいない。